

28 自立支援医療（更生医療）を受けるには

自立支援医療（更生医療）とは、一般医療ですでに治癒した（又は症状が固定した）と考えられる障害に対して、日常生活能力等の回復又は障害の軽減、除去を目的とする手術などの医療を指します。

1 自立支援医療（更生医療）の対象となる医療の例

（1）肢体不自由

動かなくなった関節を再び動かせるようにする手術（関節形成術）
義肢の適合具合をよくする手術など

（2）目（視覚）

角膜混濁による視力の低下を防ぐ手術
瞳孔閉鎖症に対する手術など

（3）耳（聴覚）

外耳の変形や狭窄、閉鎖に対する形成手術など

（4）心臓機能

心房中隔欠損症や僧帽弁狭窄に対する手術など

（5）腎臓機能

慢性腎不全患者に対する血液透析療法や腎移植術など

（6）小腸機能

小腸切除等によって行われる中心静脈栄養法

（7）ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

抗 HIV 療法、免疫調節療法など

（8）肝臓機能

肝臓移植の手術や術後の抗免疫療法

2 申請手続き

これらの自立支援医療（更生医療）を受けるには、「自立支援医療費支給認定申請書」を居住地の市福祉事務所又は町村福祉担当課に提出し、「自立支援医療受給者証」の交付を受けた後、県知事の指定した医療機関に、その受給者証を提示することになっています。医療費の給付の対象は、医療保険による給付の残額であり、世帯の所得状況に応じて、その費用の一部又は全部を負担していただくことになっています。

〔問い合わせ先〕

- ・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課